

暗号資産現物取引説明書

お客様は、当社における暗号資産現物取引について下記の内容を十分にお読みいただき、ご理解ください。本書面以外にも当社における取引のルールを説明した書面がありますのでそちらも十分にお読みいただき、ご理解ください。ご不明な点はお取引開始前にご確認の上、お客様のご判断と責任において当社サービスをご利用ください。

1. 当社の概要

・商号： QUOINE 株式会社

・本店所在地： 〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビルディング4階

・暗号資産交換業者 登録番号：関東財務局長 第00002号

・主な業務： 暗号資産交換業、金融商品取引業（なお、みなし業者として。）

・設立日： 2014年11月25日

・資本金： 20億4029万5338円（2020年9月30日現在）

・事業報告書・直近の財務書類の内容：

当社は、当社ウェブサイト（<https://www.liquid.com/ja/company/>）において、定期的に事業報告書、直近の財務書類の内容等を公表しております。

・加入協会： 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会

一般社団法人 Fintech 協会

2. 取引の内容

暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びにお客様間の暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換の媒介並びにこれらの行為に関して、お客様の金銭及び暗号資産の管理をすること

なお、現物取引の注文方法、約定処理等に関する詳細については、取引ルールをご参照ください。

3. リスクについて

(1) 価値変動リスク

暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。暗号資産の価値は、物価、法定通貨、証券市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値やお客様の暗号資産取引の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、暗号資産の価値が購入対価を下回るおそれがあること、ゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。

(2) 営業時間リスク

当社の営業時間外（メンテナンス期間中を含みます。）で暗号資産価格が大きく変動する場合があります。営業時間外で暗号資産の取引ができない場合でも当社は一切の責任を負いません。

(3) 流動性リスク

市場動向や取引量等の状況により、取引が不可能若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

(4) 暗号資産・ネットワークによるリスク

暗号資産の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。

当社が取り扱う暗号資産を利用した暗号資産現物取引の約定に関しては、この認証は必要ありませんが、当社とお客様との間の暗号資産の移転につきましては、この認証が必要となります。そのため、暗号資産・ネットワークにおいて十分な取引確認がとれるまで、お客様の取引がユーザー口座残高へ反映されない可能性や、当社とお客様の間の暗号資産の移転が完了しない可能性、また、お客様の取引がキャンセルされる可能性があります。

なお、暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

(5) 料金等の変更によるリスク

当社は、将来、当社が取り扱う暗号資産に係る取引に関するルール等を変更する可能性があります。とりわけ、料金（手数料率を含みます）等を、状況により変更する場合があります。

このようなルール変更を行った場合には、それに伴い新たな追加資金が必要になる可能性があります。

（6）システムリスク

お客様が行う取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時にはお客様の取引執行を中止することがあります。

市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン ID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。システム障害とは、当社のサービスを提供するためのシステムに明らかな不具合（回線の障害やお客様のパソコン等の不具合は含まれません。）が発生していると当社が判断し、かつ、お客様がインターネット（当社ウェブサイト、スマートフォンサイト・アプリケーション）経由でご注文いただけなくなるか、お客様のご注文が遅延し、又は不能となった状態をいうものとします。

システムの緊急メンテナンス・システム障害などによる機会損失（例：お客様の注文が受注できず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができませんのであらかじめご了承ください。システムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取り消しさせていただきます。ご了承ください。

（7）スリッページに関するリスク

スリッページとは、注文受付後の相場変動等により、お客様が指定した価格（＝発注時の画

面上の価格) に対する実際の約定価格との間に価格差が発生する場合があります。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページは、成行、逆指値の注文方法に対して、発生する可能性があります。

(8) 誤送信・誤在庫リスク

お客様が、当社がお客様に割り当てた口座から他者、外部ウォレットへ誤送信した場合、当社はいかなる場合にも当該誤送信に関して対応いたしかねますのであらかじめご了承ください。

お客様が、他社、外部ウォレットから当社がお客様に割り当てた暗号資産アドレスへ誤在庫した場合、当社が別途定める条件を満たす場合に限り、誤在庫の回復処理を講じます。ただし、ブロックチェーン等の状況によっては、回復処理を行ったとしても、誤在庫の回復ができない場合がございます。また、回復処理に要した処理手数料は理由の如何を問わず返金いたしませんのでご注意ください。

(9) 破綻リスク

外部環境の変化（暗号資産に対する法規制の強化を含みます。）、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。

当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

なお、当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された暗号資産を紛失し、お客様への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、当社の財政が破たんし、お客様に十分な補てんを行うことができない可能性があります。

(10) 法令・税制リスク

現在、暗号資産取引を行う関係者に適用される暗号資産に関する法令・税制については流動的です。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、暗号資産の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。詳しくは、各自は税務署・弁護士等の専門家にお問い合わせください。

4. お客様が支払うべき手数料

当社が別途定める「取引ルール」をご参照ください。

5. お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

所在地 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビルディング4階

担当部署： カスタマーサポート部

メールでのお問合せ窓口：<https://support-jp.liquid.com/hc/ja/requests/new>

※サポート営業時間： 10:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

6. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

当社は、資金決済法第63条の12第1項第2号及び同第4項に基づく苦情処理措置として、当社内で苦情処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる運営体制を整備の上、お客様からの苦情に適切に対応するものとします。また、当社が設置する上記の窓口以外にも、第三者機関である一般社団法人日本暗号資産取引業協会が用意する苦情相談窓口があります。

（現物取引に関する苦情相談）

一般社団法人日本暗号資産取引業協会 苦情相談・お問い合わせ

<https://jvcea.or.jp/contact/form-contact/>

電話番号： 03-3222-1061

また、当社は、資金決済法第63条の12第1項第2号及び同第5項に基づく紛争解決措置として、当社が協定書を締結した東京弁護士会紛争解決センター、第一東京弁護士会仲裁センター及び第二東京弁護士会仲裁センターを利用します。

名称	住所	電話番号
東京弁護士会紛争解決センター	東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-0031
第一東京弁護士会仲裁センター	東京都千代田区霞が関1-1-3	03-3595-8588

	弁護士会館 11 階	
第二東京弁護士会仲裁センター	東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 9 階	03-3581-2249

7. お客様から暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の委託等を受けた場合

お客様から暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換の委託等を受けた場合においては、当社プラットフォームにおける流動性の提供のため、当社自身が当該委託等に係る売買又は交換の相手方となることがあります。

8. お客様の金銭の管理方法

暗号資産に関する現物取引に関してお客様からお預かりする金銭につきましては、利用者分管理信託として、当社の金銭と分別して管理いたします。お客様の金銭を信託する信託会社等の商号は以下のとおりです。

信託会社等名： 日証金信託銀行株式会社

9. お客様の暗号資産の管理方法

お客様の暗号資産はセグリゲーションアドレスにおいて管理し、当社の暗号資産とブロックチェーン上においても分別して管理いたします。また、当社が取り扱う暗号資産の100%を、利用者分と当社分が区分されたコールドウォレットにて保有いたします。秘密鍵は物理的にネットワークから遮断されたオフライン環境のPCに保存されており、権限を持った限られた管理者のみがアクセスすることができるセキュリティー内の耐火金庫にて保管されています。

10. 契約期間について

当社との間で、暗号資産交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合には、契約期間には特段の定めはありません。お客様が当社に開設したアカウントが解約されますと、当社とのお取引は終了となります。

11. アカウント解約時の取扱い

(1) 解約の際に、残高、残存ポジション及び不足金がない場合

当社は、お客様の口座の閉鎖を実施し、お客様に対してメールを送信して、取引を終了します。

(2) 解約の際に、残高、残存ポジション及び不足金がある場合

当社は、お客様の口座に最低出金数量以上の残高がある場合、銀行口座への金銭の返金又は暗号資産の外部への送付を行います。お客様は、残存ポジションについては、解消取引の手続きが可能です。なお、不足金がある場合には、当社のお客様に対してメールで支払請求をします。なお、当社が別途定める猶予期間が経過した後は、当社のお客様の残高につき強制的に処分致します。

上記の清算終了後、当社は、口座閉鎖を実施し、お客様に対してメールを送信して、取引を終了します。

12. 当社が取り扱う暗号資産の性質

- (1) 当社が取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。
- (2) 当社が取り扱う暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。
- (3) 当社が取り扱う暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。
- (4) 当社が取り扱う暗号資産の概要及び特性は、別紙のとおりです。また、当社が取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

13. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

当社は、フォーク（ハード、ソフト、ベルベットなどのフォークの種類を問いません。）がなされることにより新規の暗号資産が生じる場合、当該暗号資産につき、ユーザーに対する付与、分別管理その他のサポートを行う義務を負うものではありません。なお、当該暗号資産にかかる流通上の安全性等につき確認を行った後、当社の判断により、当該暗号資産をユーザーに付与する場合があります。フォークが発生する場合には、その都度ユーザーの資産保護、利便性確保の観点及び当社におけるシステム開発の状況等を鑑みて、当社ウェブサイト等で業務の一時停止措置の有無や当該暗号資産の取扱等の対応方針について情報を開示します。

14. その他

- (1) お客様は、ユーザー口座において、当社サービスを利用した取引並びに暗号資産及び金銭の管理をすることができます。
- (2) お客様は、当社指定の銀行口座に対する振込手続及び当社所定の方法により、ユーザー口座への入金を行うことができるものとします。また、ユーザーは、当社所定の方法により、ユーザー口座への暗号資産の預入れを行うことができるものとします。
- (3) お客様は、自己の責任において、当社のログイン ID 及びパスワードを登録、管理及び保管するものとします。また、ユーザー口座について、2段階認証の設定を行う必要がございます。
- (4) お客様は、自己の当社サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。

以 上

2021年4月27日制定

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要①（ビットコイン）

2020年3月30日時点

【基礎情報】	日本語の名称	ビットコイン
	現地語の名称	Bitcoin
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	BTC、XBT
	発行開始（年、月、日）	2009年1月3日
	時価総額（ドル基準、例： \$ 1,000,000）	\$254,485,541,126
	時価総額（円基準、例： ¥100,000,000）	¥26,466,496,277,104
	主な利用目的	送金、決済、投資
	利用制限の有無	－
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	－
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号

2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	－
発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	－
発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	－
支払請求（買取請求）による受渡資産	－
発行者が保有者に付与するその他の権利	－
発行者に対して保有者が負う義務	－
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	－
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する

	価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の1つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	-
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 BTC = 1,000 m BTC m : ミリ 1 m BTC = 1,000 μ BTC μ : ミクロン 1 μ BTC = 1 bits bits : ビッツ 1 bits = 100 satoshi
	保有・移転記録の最低単位	1 satoshi (= 0.00000001 BTC)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	-
	価値連動する資産等の名称	-
	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-

【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	－
	付加価値（サービス）の内容	－
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	－
【発行状況】	発行者	－
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	－
	発行主体の属性等	－
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
	発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	発行可能数	20,999,999.9769 BTC
	発行可能数の変更可否	可
	変更方法	発行プログラムの変更
	変更の制約条件	分散型保有・移転管理台帳の記録者の95%以上の同意及び記録者によるプログラム修正の実施
発行済み数量	18,528,231 BTC	

今後の発行予定 または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ブロックを更新するごとに 6.25BTC を新規発行している ・ 210,000 ブロックの更新を終えるごとに 1ブロック更新による新規発行数が半減する仕組みとなっている ・ 2020年10月28日18:00時点でのブロック数=654,536個 (データ取得元) https://btc.com/ <p>およそ10分に1ブロックを更新しており、日本時間2020年5月12日に半減期を迎え1ブロック更新当たり新規発行数が12.5BTCから6.25BTCとなっている。</p>
過去3年間の発行状況	<p>保有・移転管理台帳の管理者に対し、以下の数量を発行</p> <p>2017年1月1日～2017年12月31日 694,625 BTC</p> <p>2018年1月1日～2018年12月31日 676,250 BTC</p> <p>2019年1月1日～2019年12月31日 677,513 BTC</p> <p>(データ取得元)</p> <p>https://www.blockchain.com/ja/charts/total-bitcoins?timespan=all</p>
過去3年間の発行理由	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行
過去3年間の償却状況	－
過去3年間の償却理由	－
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
監査を実施する者の氏名又は名称	－
直近時点で行われた監査年月日	－
直近時点における監査結果	－
【価値移転】 ブロックチェーン技術の利用の有無	あり

	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	—
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	—
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳形式 ・価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンソース・ネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）を用い、難易度の高い作業証明の蓄積されたチェーンが選択されることが Bitcoin のコンセンサスアルゴリズムによって規定されており、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保している。
【価値移転の記録者】	記録者の数	不定だが主な Pool とそのシェアに関しては以下を参照 https://www.blockchain.com/charts/pools
	記録者の分布状況	主に中国
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている

	価値移転の管理状況に対する監査の有無	-
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	その監査結果	-
	(統括者に関する情報)	
	記録者の統括者の有無	-
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
	統括者の概要	-
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することができる脆弱性があり、51%攻撃とも呼ばれる
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	-
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	BTC 価格の下落（対法定通貨）等に起因したマイナー撤退により、ハッシュパワーが低下し、セキュリティ低下を招く可能性がある
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	マイニングに参加するマイナーが少ないもしくは全くなくなった場合、移転の記録が遅延もしくは進行しない恐れがある

	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一の Bitcoin の異なる者との取引、複数の所有者が同一の Bitcoin を同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2018年9月に無限増殖バグ等が発見され、Bitcoinが無限に発行できる危険性があったが、既に解消されている https://coinpost.jp/?p=47597
	非互換性のアップデート(ハードフォーク)の状況	Bitcoinのハードフォークは以下の通り 2017年8月1日 ビットコインキャッシュ (BCH) 2017年10月24日 ビットコインゴールド (BTG) 2017年11月24日 ビットコインダイヤモンド (BCD) 2017年12月12日 スーパービットコイン (SBTC) 2017年12月18日 ライトニングビットコイン (LBTC) 2017年12月27日 ビットコインゴッド (GOD) (取得元) https://coinpedia.cc/bitcoin-hard-fork
	今後の非互換性アップデート予定	
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	
【流通状況】	価格データの出处	
	1取引単位当たり計算単価(ドル基準、例: \$1,000,000)	\$13,735.02
	1取引単位当たり計算単価(円基準、例: ¥100,000,000)	¥1,428,442.08

	ドル/円計算レ ート 2020 年 1 月 23 日基準	1 ドル/約 104 円 (2020 年 10 月 28 日基準)
	四半期取引数量 (協会加盟会員 合計、現物、単 位は百万円)	1,869,929
備考		-

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要②（ビットコインキャッシュ）

2020年11月4日時点

【基礎情報】	日本語の名称	ビットコインキャッシュ
	現地語の名称	Bitcoin Cash
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	BCH、BCC
	発行開始（年、月、日）	2017年8月1日
	時価総額（ドル基準、例： \$ 1,000,000）	\$4,379,000,000
	時価総額（円基準、例： ¥100,000,000）	¥459,300,000,000
	主な利用目的	送金、決済、投資
	利用制限の有無	－
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	－
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－
一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。	
法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号	

2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	－
発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	－
発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	－
支払請求（買取請求）による受渡資産	－
発行者が保有者に付与するその他の権利	－
発行者に対して保有者が負う義務	－
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	－
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の二重取引を排除するための合意形成方式）の一つであり、そのときのナンスのターゲット以下のブロックハッシュであるブロックを各自のノードが任意

		に取り込み、最も計算量の多いチェーンを正当と見なす。
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称 (アルトコインのみ)	BTC
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 BCH= 1,000m BCH m : ミリ 1 m BCH=1,000 μ BCH μ : ミクロン 1 μ BCH=1bits bits : ビッツ 1 bits=100satoshi
	保有・移転記録の最低単位	1 satoshi (= 0.00000001 BCH)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	-
	価値連動する資産等の名称	-
	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-

【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	-
	付加価値（サービス）の内容	-
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	-
【発行状況】	発行者	-
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	-
	発行主体の属性等	-
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行暗号資産の信用力に関する説明	最も計算量の多いチェーンを正当とみなす作業証明により信用を担保している
	発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	発行可能数	20,999,999.9769 BCH
	発行可能数の変更可否	可
	変更方法	発行プログラムの変更
	変更の制約条件	分散型保有・移転管理台帳の記録者の95%以上の同意及び記録者によるプログラム修正の実施
	発行済み数量	18,274,075 BCH
	今後の発行予定または発行条件	-
	過去3年間の発行状況	-
	過去3年間の発行理由	-
過去3年間の償却状況	-	

	過去3年間の償却理由	－
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	トランザクションの形式と多重支払いをしていないかのチェック、ブロックの形式と最も大きな作業証明(Proof of Work)を持つチェーンを確認している。後続のブロックが連なるに従って、チェーンが覆る確率が低くなっていき覆るのが難しくなる仕組みである。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンソース・ネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）を用い、難易度の高い作業証明の蓄積されたチェーンが選択されることがコンセンサスアルゴリズム

		ムによって規定されており、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保している。
【 価値移転の記録者 】	記録者の数	不定のため直近 24 時間・48 時間・4 日に機能した記録者数として以下を参照 https://bch.btc.com/stats/pool?pool_mode=year
	記録者の分布状況	主に中国
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う
	記録者の信用力に関する説明	作業証明(Proof of Work)が最も多いチェーンが正しいという合意によって信用が維持されている
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
	(統括者に関する情報)	
	記録者の統括者の有無	－
	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
	統括者の属性	－
統括者の概要	－	

【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳の改竄およびブロックチェーンデータの改変が可能になる
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	ブロック生成が遅れることによって記録遅延が生じる。
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一の Bitcoin Cash の異なる者との取引、複数の所有者が同一の Bitcoin Cash を同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2019年5月15日ハードフォーク後バグ発生 https://cc.minkabu.jp/news/2557

	非互換性のアップデート (ハードフォーク) の状況	2018年11月16日 ABC系とSV系の分裂 2020年11月15日 ABC系とBitcoin Cash Node(BCHN)の分裂
	今後の非互換性アップデート予定	
	正常な稼働に影響を与えた サイバー攻撃の履歴	
【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL： https://coinmarketcap.com/coins/
	1取引単位当たり計算単価 (ドル基準、例： \$1,000,000)	\$235.92
	1取引単位当たり計算単価 (円基準、例： ¥100,000,000)	¥24,744
	ドル/円計算レート 2020 年2月10日基準	1ドル/約104円
	四半期取引数量(協会加盟 会員合計、現物、単位は百 万円)	28,775 (2020/4~6)
備考	2017年8月Bitcoinのハードフォークにより組成 された暗号資産。	

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要③（イーサリアム）

2020年10月26日時点

【基礎情報】	日本語の名称	イーサリアム
	現地語の名称	Ethereum
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	ETH
	発行開始（年、月、日）	2015年7月30日
	時価総額（ドル基準、例： \$ 1,000,000）	\$46,309,598,400
	時価総額（円基準、例： ¥100,000,000）	¥4,856,487,584,208
	主な利用目的	送金、決済、スマートコントラクト
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	なし
	利用制限の内容	なし

一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。 分散型アプリケーションが動作する実行環境の役割を果たす特徴を持つ。
法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号
2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	－
発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	なし
発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	なし
支払請求（買取請求）による受渡資産	－
発行者が保有者に付与するその他の権利	なし
発行者に対して保有者が負う義務	なし
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	なし
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン

	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
	保有・移転記録の秘匿性	公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
	利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する。
	価値移転記録の信頼性確保の仕組み	現状は Bitcoin と同様の PoW を用いているが、difficulty の累積和の意味で最長のチェーンを採択するのではなく、アンクルブロックの数も考慮して最も多くのブロックが累積したチェーンを採択する点で若干の差異がある。 また、Ethereum 2.0 において PoS に移行する予定であり、いわゆるマイニングの代わりとして、ETH をステークしている量に応じてブロック生成権が付与される形態となる。
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	なし
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	finney=0.001ETH szabo=0.000001ETH wei=0.00000000000000000001ETH
	保有・移転記録の最低単位	1wei (=0.00000000000000000001 ETH)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	なし
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり

【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	なし
	価値連動する資産等の名称	－
	価値連動する資産等の内容	－
	価値連動する資産との交換の可否	－
	価値連動する資産との交換比率	－
	価値連動する資産との交換条件	－
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	あり
	付加価値（サービス）の内容	Ethereum ネットワーク上でのスマートコントラクトの記録と実行
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	安定してサービスが続いている
【発行状況】	発行者	あり
	発行主体の名称	Ethereum Foundation
	発行主体の所在地	スイス連邦ツーク州
	発行主体の属性等	次世代の分散型アプリケーションの開発
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み。 ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力

	保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
発行方法	初期発行と、分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償としてプログラムにより自動発行
発行可能数	未定
発行可能数の変更可否	不可
変更方法	－
変更の制約条件	－
発行済み数量	113,160,000 ETH
今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は平均 13.3 秒につき 1 ブロックを生成、1 ブロックあたりの報酬 2ETH+トランザクション手数料 ・ Ethereum 2.0 に移行完了後は、PoW によるマイニングは廃止（ただし、並行して新旧 2 つのチェーンが当面稼働の予定） ・ 代わって、PoS によるステーキング報酬へと移行し、およそ年率 0.5%程度のインフレ率で発行される
過去 3 年間の発行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 15 秒に一回のマイニング報酬として ETH が支払われる ・ 2015 年 7 月の稼働時は 5ETH であったが、2017 年 10 月のハードフォークで 3ETH に減少し、2019 年 1 月のハードフォークで 2ETH へと減少した ・ 2020 年 1 月時点では発行済量が 105,867,881 あり、2020 年 10 月 26 日時点では 113,160,038 へ増えた
過去 3 年間の発行理由	<p>2014 年 7 月～8 月 クラウドセールによる発行</p> <p>2015 年 7 月 30 日以降 プログラムによる自動発行</p>
過去 3 年間の償却状況	なし

	過去3年間の償却理由	－
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化

	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。
【価値移転の記録者】	記録者の数	79 団体 https://investoon.com/mining_pools/eth
	記録者の分布状況	不特定
	記録者の主な属性	不特定、誰でも自由に記録者になることができる。
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う。
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
	（統括者に関する情報）	
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
統括者の属性	－	
統括者の概要	－	

【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄すること発行プログラムを改変することができる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	なし
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	－
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	Ethereum 上のアプリケーション「 The DAO 」のプログラム（スマートコントラクト）のバグ（脆弱性）を攻撃されて、集まったファンド資金3分の1以上を盗み取られた事例がある。
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	2016年7月 The DAO の攻撃によって盗まれた DAO を取り戻す Ethereum Classic ハードフォーク（注1）
	今後の非互換性アップデート予定	－
正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	－	

【流通状況】	価格データの出所	出所：CryptoCurrency Market Capitalizations URL: https://coinmarketcap.com/currencies/ethereum/
	1取引単位当たり計算単価（ドル基準、例：\$ 1.000.000）	\$409.24
	1取引単位当たり計算単価（円基準、例： ¥100.000.000）	¥42,917
	ドル/円計算レート 2020年1月17日基準	104.87円/ドル
	四半期取引数量（協会加盟会員合計、現物、単位は百万円）	50,398 百万円
備考	注1 旧来のイーサリアムをハードフォークすることにより、2016年6月の自律分散型投資ファンド「The DAO」への攻撃によって盗難されたDAOを救出した。このHFを支持しなかったマイナーによって存続することとなった旧仕様のイーサリアムはEthereum Classicに改称され、HF側がイーサリアムの名称を引き継いだ。スマートコントラクトの実行プラットフォームとして開発された現在のETCの性格を引き継いでいる。	

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要④（キャッシュ）

2020年11月5日時点

【基礎情報】	日本語の名称	キャッシュ
	現地語の名称	QASH
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	QASH
	発行開始	2017年11月6日
	時価総額（ドル基準、例： \$1,000,000）	\$12,740,000
	時価総額（円基準、例： ¥100,000,000）	¥1,334,000,000
	主な利用目的	決済、送金、投資
	利用制限の有無	－
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	－
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－
	一般的な性格	Ethereum ERC20 Standard Token
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別）	第1号
2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	－	
発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	－	

発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	－
支払請求（買取請求）による受渡資産	－
発行者が保有者に付与するその他の権利	－
発行者に対して保有者が負う義務	－
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	－
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン（Ethereumを基盤とする）
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の一つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	ETH

【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 QASH = 1,000m QASH m : ミリ 1 m QASH = 1,000 μ QASH μ : ミクロン
	保有・移転記録の最低単位	1 μ QASH (0.000001 QASH)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	－
	制限内容	－
	交換市場の有無	・あり ・売買市場の有無：国内の暗号資産取引所である Liquid by QUOINE 及び海外の暗号資産取引所である Liquid、Huobi、Hotbit などの複数の取引所において交換が可能
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	－
	価値連動する資産等の名称	－
	価値連動する資産等の内容	－
	価値連動する資産との交換の可否	－
	価値連動する資産との交換比率	－
	価値連動する資産との交換条件	－
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	あり
	付加価値（サービス）の内容	QASH トークンによる手数料のディスカウント
	過去 3 年間の付加価値（サービス）の提供状況	－
【発行状況】	発行者	QUOINE Pte. Ltd.
	発行主体の名称	QUOINE Pte. Ltd.
	発行主体の所在地	シンガポール

	発行主体の属性等	暗号資産・ブロックチェーン関連事業
	発行主体概要	Liquid Group Inc.の100%子会社
	発行暗号資産の信用力に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み ・ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 ・保有・移転管理台帳の公開 ・暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
	発行方法	Ethereum ERC 20 Token Standard
	発行可能数	1,000,000,000 QASH
	発行可能数の変更可否	不可
	変更方法	－
	変更の制約条件	－
	発行済み数量	1,000,000,000 QASH
	今後の発行予定または発行条件	－
	過去3年間の発行状況	－
	過去3年間の発行理由	－
	過去3年間の償却状況	－
	過去3年間の償却理由	－
	発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	直近時点における監査結果	－
【価値移 転記録台	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり

	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	-
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	-
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳形式 ・価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。
【価値移転の記録者】	記録者の数	79 団体 https://investoon.com/mining_pools/eth
	記録者の分布状況	不特定
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録

		保持の仕組みそのものを信用の基礎としている
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	-
	監査を実施する者の氏名又は名称	-
	直近時点で行われた監査年月日	-
	その監査結果	-
	(統括者に関する情報)	-
	記録者の統括者の有無	-
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
	統括者の概要	-
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することや発行プログラムを改変することができる
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	-

	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがある
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	Ethereum 上のアプリケーション「The DAO」のプログラム（スマートコントラクト）のバグ（脆弱性）を攻撃されて、集まったファンド資金3分の1以上を盗み取られた事例がある
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	2016年7月 51%攻撃に起因する Ethereum Classic ハードフォーク
	今後の非互換性アップデート予定	-
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	-
【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL：https://coinmarketcap.com/coins/
	1取引単位当たり計算単価（ドル）	\$0.04
	1取引単位当たり計算単価（円）	¥3.80
	ドル/円計算レート 2020年1月17日基準	1ドル/約104.7円
	四半期取引数量（協会加盟会員合計）	-
備考		

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要⑤（リップル）

2020年11月4日時点

【基礎情報】	日本語の名称	エックスアールピー（リップル）
	現地語の名称	XRP（Ripple）
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	XRP
	発行開始	2012年9月（Ripple Consensus Ledgerの開始日）
	時価総額（ドル基準）	\$10,518,586,978
	時価総額（円基準）	¥1,101,084,875,752
	主な利用目的	送付（送金）、決済、投資
	利用制限の有無	－
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	－
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－

一般的な性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ XRP は金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供する役割を有している。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができる。 ・ XRP は Ripple Consensus Ledger 上での取引における取引料としての性格も有している。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっている。XRP は 3~5 秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1 秒につき 1,500 の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっている。
法的性格（資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号、第 2 号の別）	第 1 号
2 号の場合：相互に交換可能な 1 号暗号資産の名称	-
発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	-
発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	-
支払請求（買取請求）による受渡資産	-

発行者が保有者に付与するその他の権利	-
発行者に対して保有者が負う義務	-
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	-
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> ・取引は ED25519 と SECP256K1 によって暗号署名が行われ、ハッシュには SHA512 half が使われる ・ Multi-sign 機能によって高度のセキュリティを可能としている
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ripple Consensus Ledger (RCL) はビザンチン将軍問題を解決する独自のコンセンサスアルゴリズムを採用し、Proof-of-Work よりもより速くかつ効率的に取引を承認することができる ・ 信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）が取引についての投票を行い、80%以上の合意が得られた取引については承認を行う。RCL では決済が 3～5 秒ごとに実行され、1 秒につき 1,500 の取引まで対応できるスケーラビリティを有する

	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称 (アルトコインのみ)	-
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 XRP = 1,000,000 drop
	保有・移転記録の最低単位	1 drop (= 0.000001 XRP)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	-
	価値連動する資産等の名称	-
	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-
【付加価値】	その他の付加価値(サービス)の有無	-

	付加価値（サービス）の内容	金融機関の国際送金において流動性確保するためのブリッジ通貨として使われる。Ripple Labs Inc.と R3 LLC が共同で行い、12 の金融機関が参加した実証試験では XRP を使用することで送金コストが 60%低減できることが実証された。
	過去 3 年間の付加価値（サービス）の提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り、2016 年に金融機関による実証試験が行われた ・マネーグラム社が XRP を利用し米国とメキシコ間で ODL を利用した国際送金を初めて行っている ・FlashFX はフィリピンへの支払いで正式に ODL を導入した (AUD/PHP)
【発行状況】	発行者	あり
	発行主体の名称	Ripple Labs Inc.
	発行主体の所在地	San Francisco, California, U.S.
	発行主体の属性等	ソフトウェア開発
	発行主体概要	Ripple Labs Inc. (https://ripple.com/)
	発行暗号資産の信用力に関する説明	<p>XRP はオープンなネットワーク上で固有のコンセンサスアルゴリズムによって取引が承認され、暗号化技術による堅牢なセキュリティ構造を有する。取引が承認されるためには 80% 以上の認証済み法人バリデーターが合意をする必要があり、承認された取引はグローバルに共有されたパブリックな台帳に記録され、改ざん不可能となる。</p> <p>XRP は国際送金の法人向けユースケースをサポートする機能を有したデジタルアセットであり、銀行によって直接保管され使用される実証試験が行われた唯一の独立型暗号資産である。</p> <p>XRP はネットワーク開始以降 2900 万回台帳が更新されており、2016 年には一度もダウンタイムは発生しておらず、強固なネットワークにより支えられている。</p>

発行方法	2012年のネットワーク発足時に全て発行済み
発行可能数	100,000,000,000 XRP
発行可能数の変更可否	不可（全量発行済みのため追加発行無し）
変更方法	Ripple Consensus Ledger の P2P サーバー向けソフトウェアである rippled のプログラム変更（現時点では発行するプログラム自体が存在しないので、新規に作成する必要がある）
変更の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・80%以上のバリデーターが合意しなければならない ・合意後に、プログラムの修正を実施する必要がある
発行済み数量	100,000,000,000 XRP
今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年に全て発行されており、今後の発行予定は無い ・発行済の XRP の約 62%（2017年9月時点）を Ripple Labs Inc. が保有し、市場に分配している。約 37%はすでに市場に流通している
過去3年間の発行状況	－（2012年に全て発行済）
過去3年間の発行理由	－
過去3年間の償却状況	2018年5月28日の99,992,075,649から2020年11月4日までに1,216,776が消滅され、99,990,858,873となった。
過去3年間の償却理由	ネットワークを攻撃者から守るためのメカニズムとして手数料を課し、その手数料分の XRP を消滅させる
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
監査を実施する者の氏名又は名称	－
直近時点で行われた監査年月日	－

	直近時点における監査結果	-
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型台帳（「ブロック」の代わりにその時点での全ての情報を含む「台帳」（スナップショット）が公開される）
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	-
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	-
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・独自のコンセンサスアルゴリズムに基づく ・3～5秒ごとにバリデーターが台帳における新たな取引について投票を行い、80%以上の合意を得た取引が承認されたとみなされ、パブリックな台帳に記録される
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・健全なネットワークを保全する動機を有する認証済法人バリデーターによって取引が承認される仕組みを有している ・ネットワークの攻撃に対して自動的に取引手数料が釣り上がる仕組みを有しており、攻撃を未然に防ぐことができる

【 価値移転の記録者 】	記録者の数	89 のバリデーター（検証者）ノード（2020 年 11 月時点） 注：他のパブリックブロックチェーンにも言えるように、ノードは情報の共有を拒否することも可能であるため、上記の数字は Ripple Labs Inc. が把握している部分の数字のみを示している
	記録者の分布状況	世界中に分散
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができるが、信頼されているバリデーターの投票だけが投票プロセスにおいて考慮される
	記録の修正方法	<ul style="list-style-type: none"> ・取引が一旦記録されると、取引は変更することができない ・承認された送金はキャンセルすることができないので、その送金を無効とするためには反対の取引を別途行う必要がある
	記録者の信用力に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター（検証者）になっている。 ・そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみが Unique Node List (UNL) という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されるため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
（統括者に関する情報）		

	記録者の統括者の有無	-
	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
	統括者の概要	-
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性がある。 ・また、暗号資産の移転等を支えるコミュニティの崩壊等により、暗号資産の移転が不可能となる可能性及びその他の理由等に起因し、最悪の場合は、暗号資産の価値がゼロとなる可能性がある。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。 ・Ripple Consensus Ledgerは「Multisign」という機能を有しており、取引を承認する際に複数の秘密鍵を使用することによって、1つの秘密鍵が盗まれても損失を被らないような堅牢なセキュリティ構造を提供している。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-

<p>移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項</p>	<p>信頼されるバリデーターの大多数のネットワーク接続が失われた場合、接続が復活するまで価値移転の記録が遅延する可能性がある</p> <p>また、信頼されるバリデーターが互換性のないソフトウェアのバージョンを使用した場合、大多数のバリデーターが互換性のあるソフトウェアに移行するまで、または、非互換のソフトウェアを使うバリデーターを投票プロセスから除外するという設定をするまでは価値移転の記録が遅延する可能性がある</p>
<p>プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・どのようなソフトウェアにも言えることだが、ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できないが、Ripple Labs Inc.では新しいバージョンがアップデートされる前に入念な QA を行っており不具合の可能性を最小化している。 ・Ripple Consensus Ledger はこれまで 2,900 万回、一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新している。
<p>過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項</p>	<p>－</p>
<p>非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況</p>	<p>－</p>
<p>今後の非互換性アップデート予定</p>	<p>－</p>
<p>正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴</p>	<p>－</p>

【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL： https://coinmarketcap.com/coins/
	1取引単位当たり計算単価（ドル基準、例：\$1.000.000）	\$0.23
	1取引単位当たり計算単価（円基準、例：¥100.000.000）	¥24.57
	ドル/円計算レート 2020年1月17日基準	1ドル/約105円
	四半期取引数量（協会加盟会員合計、現物、単位は百万円）	143,784
備考	-	

暗号資産関連店頭デリバティブ取引説明書

お客様は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引について下記の内容を十分にお読みいただき、ご理解ください。本書面以外にも当社における取引のルールを説明した書面がありますのでそちらも十分にお読みいただき、ご理解ください。ご不明な点はお取引開始前にご確認の上、お客様のご判断と責任において当社サービスをご利用ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引においては、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。市場がお客様の不利に変動した場合などには、投資した資金を超える損失が発生するおそれがありますのでご注意ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引にかかる手数料等の説明

手数料等諸費用について

取引手数料は無料ですが、お客様が建玉を繰り越す際にポジション管理料が発生します。また、ロスカットを行う際には、ロスカット手数料が発生します。

証拠金について

暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっては証拠金を預託する必要があります。預け入れることが必要となる証拠金の額や計算方法については、当社の「取引ルール」をご参照ください。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関するリスクについて

(1) 価値変動リスク

暗号資産の価値は日々刻々と変動しています。暗号資産の価値は、物価、法定通貨、証券市場等の他の市場の動向、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、規制強化、他の類似の暗号資産の普及、その他の将来予期せぬ事象や特殊な事象等による影響を受ける可能性があります。そのため、お客様が保有する暗号資産の価値やお客様の暗号資産取引の価値が急激に変動、下落する可能性があります。また、暗号資産の価値が購入対価を下回るおそれがあること、ゼロとなる可能性があることも重ねてご認識ください。

(2) 営業時間リスク

当社の営業時間外（メンテナンス期間中を含みます。）で暗号資産価格が大きく変動する場

合があります。営業時間外で暗号資産の取引ができない場合でも当社は一切の責任を負いません。

(3) 流動性リスク

市場動向や取引量等の状況により、取引が不可能若しくは困難となる、又は著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。また、市場動向や取引量等の状況により、お客様のポジション（建玉）の反対売買が困難となり、損失が拡大する可能性があります。

(4) 暗号資産・ネットワークによるリスク

暗号資産の取引では、十分な取引確認（ブロックチェーンでの取引の認証）が完了するまで、取引が成立せず、一定時間保留状態が続きます。

当社が取り扱う暗号資産を利用した暗号資産関連店頭デリバティブ取引の約定に関しては、この認証は必要ありませんが、当社とお客様との間の暗号資産の移転につきましては、この認証が必要となります。そのため、暗号資産・ネットワークにおいて十分な取引確認がとれるまで、お客様の取引がユーザー口座残高へ反映されない可能性や、当社とお客様の間の暗号資産の移転が完了しない可能性、また、お客様の取引がキャンセルされる可能性があります。

なお、暗号資産は電子的に記録され、その移転はネットワーク上で行われるため、消失のおそれがあります。

(5) 料金、必要証拠金額等の変更によるリスク

当社は、将来、当社が取り扱う暗号資産に係る取引に関するルール等を変更する可能性があります。とりわけ、料金（手数料率を含みます）、必要証拠金額、ロスカット率等を、状況により変更する場合があります。

このようなルール変更を行った場合には、それに伴い新たな追加資金が必要になったり、ロスカットの可能性が高くなる場合があります。

(6) レバレッジ効果等によるリスク

暗号資産関連店頭デリバティブ取引においては、証拠金の元本及び利益が保証されたものではありません。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引にはレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。レバレッジの倍率が高くなればなる程、実際の投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）に比べ大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、予想した相場と違った場合には損失も大きくなります。そのため、市場がお客様のポジション（建玉）に対し、不利な方向に変動した場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、当社の所定の方法により、強制的にお客さまのポジション（建玉）の全部を反対売買し、決済させていただく可能性があると共に、投資した資金（預託した証拠金の金額を含みます。）を超える損失の拡

大を被る可能性もあります。

(7) ロスカットによるリスク

ロスカット制度とは、当社が定めた基準を下回った場合に損失の拡大を防ぐために、未約定の注文のキャンセルもしくは強制的に反対売買して決済する措置です。ロスカットにおける最終決済価格は市場価格によって決まるために、決済が完了するまで損失額は決定しません。

相場状況が急変した場合その他理由がある場合には、最終決済価格が執行時点の価格から大きく乖離して約定することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失が生じる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとされています。

(8) システムリスク

お客様が行う取引は、電子取引システムを利用する取引です。お客様が注文の入力を誤った場合、意図した注文が約定しない、又は意図しない注文が約定する可能性があります。

当社又はお客様ご自身の通信・システム機器の故障、通信障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって電子取引システムを利用できない状況が起こる可能性、あるいはお客様の注文指示の当社システムへの遅延・未着により注文が無効となる可能性があります。また、電子取引システム障害時にはお客様の取引執行を中止することがあります。

市場が急激に変動した場合などには、価格情報が遅れ気味となり電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。

電子取引システムでは、電子認証に用いられるログイン ID・パスワードなどの情報が、窃盗・盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者が悪用することによってお客様に損失が発生する可能性があります。

外部環境の変化等によってシステム障害が発生し、お客様の取引に支障が生じるリスクがあります。システム障害とは、当社のサービスを提供するためのシステムに明らかな不具合（回線の障害やお客様のパソコン等の不具合は含まれません。）が発生していると当社が判断し、かつ、お客様がインターネット（当社ウェブサイト、スマートフォンサイト・アプリケーション）経由でご注文いただけなくなるか、お客様のご注文が遅延し、又は不能となった状態をいうものとします。

システムの緊急メンテナンス・システム障害などによる機会損失（例：お客様の注文が受注できず、お客様が注文する機会を逸したことにより、本来であれば得られたであろう利益を逸した等）につきましては、お客様が発注しようとしたご注文の内容（原注文）を当社において特定ができないため、過誤訂正処理を行うことができませんのであらかじめご了承ください。システムが算出している暗号資産購入・売却価格が異常値となる可能性があります。異常値での取引成立が発覚した場合、当社の判断で当該取引を取り消しさせていただくことがございますのであらかじめご了承ください。

(9) スリッページに関するリスク

スリッページとは、注文受付後の相場変動等により、お客様が指定した価格（＝発注時の画

面上の価格)に対する実際の約定価格との間に価格差が発生する場合をいいます。スリッページは、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページは、成行、逆指値の注文方法に対して、発生する可能性があります。

(10) 誤送金・誤入金リスク

お客様が、当社がお客様に割り当てた口座から他者、外部ウォレットへ誤送金した場合、当社はいかなる場合にも当該誤送金に関して対応いたしかねますのであらかじめご了承ください。

お客様が、他社、外部ウォレットから当社がお客様に割り当てた暗号資産アドレスへ誤入金した場合、当社が別途定める条件を満たす場合に限り、誤入金の回復処理を講じます。ただし、ブロックチェーン等の状況によっては、回復処理を行ったとしても、誤入金の回復ができない場合がございます。また、回復処理に要した処理手数料は理由の如何を問わず返金いたしませんのでご注意ください。

(11) 破綻リスク

外部環境の変化(暗号資産に対する法規制の強化を含みます。)、当社の財務状況の悪化、当社にシステムその他の必要なサービスを提供する委託先等の破綻等によって、当社の事業が継続できなくなる可能性があります。

当社が事業を継続できなくなった場合は、お客様の資産についての対応を含め、破産法、民事再生法、会社更生法、会社法等の適用ある法令に基づき手続きが行われます。当社が破綻した場合には、お客様の資産を返還することができなくなり、損失が生じる可能性があります。

(12) 法令・税制リスク

現在、暗号資産取引を行う関係者に適用される暗号資産に関する法令・税制については流動的です。将来的に、法令、税制又は政策の変更等により、暗号資産取引が禁止、制限又は課税の強化等がなされ、暗号資産の保有や取引が制限され、又は現状より不利な取扱いとなる可能性があります。この場合、お客様に予期しない損失が生じる可能性があります。詳しくは、各自税務署又は税理士・弁護士等の専門家にお問い合わせください。

当社は、お客様との間で行う暗号資産関連店頭デリバティブ取引によって生じ得る損失の減少を目的としたカバー取引は行っておりません。

当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、金融商品取引法37条の6の規定の適用はなく、クローリング・オフの対象とはなりません。

預託を受けた金銭の分別管理について

お客様からお預かりした金銭につきましては、顧客区分管理信託として、当社の金銭と分別して管理いたします。お客様の金銭の預託先は以下のとおりです。

信託会社等名： 日証金信託銀行株式会社

また、お客様からお預かりした暗号資産につきましては、セグリゲーションアドレスにおいて管理し、当社の暗号資産とブロックチェーン上においても分別して管理いたします。また、当社が取り扱う暗号資産の100%を、お客様分と当社分が区分されたコールドウォレットにて保有いたします。秘密鍵は物理的にネットワークから遮断されたオフライン環境のPCに保存されており、権限を持った限られた管理者のみがアクセスすることができるセキュリティ内の耐火金庫にて保管されています。

なお、当社が盗難その他の理由によりお客様から預託された暗号資産を紛失し、お客様への補てんを行わなければならない事態が生じた場合、当社の財政が破たんし、お客様に十分な補てんを行うことができない可能性があります。

1. 当社の概要

・商号： QUOINE 株式会社

・本店所在地：〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビルディング4階

・令和元年法律第28号附則第10条第1項に基づくみなし金融商品取引業者（第一種金融商品取引業）

・主な業務： 暗号資産交換業、金融商品取引業（なお、みなし業者として。）

・設立日： 2014年11月25日

・資本金： 20億4029万5338円（2020年9月30日現在）

・事業報告書・直近の財務書類の内容：

当社は、当社ウェブサイト（<https://www.liquid.com/ja/company/>）において、定期的に事業報告書、直近の財務書類の内容等を公表しております。

・加入協会： 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会

一般社団法人 Fintech 協会

2. 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の概要

（1）取引の種類

当社が提供する暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、暗号資産を原資産とした店頭デリバティブ取引（先渡取引）です。お客様は、当社に証拠金を預けることにより、証拠金を担保に、当社が定めるレバレッジ倍率に応じて証拠金の何倍もの金額を運用することができます。

暗号資産関連店頭デリバティブ取引の内容やお客様が預託すべき保証金の額・計算方法等に関する事項、当該取引に関する債務の履行の方法等、当該取引の手数料の徴収方法、当該取引に関する手続に関する事項及び当該取引に関する用語その他の当該取引

に関する詳細については、取引ルールをご参照ください。

3. 租税の概要

暗号資産の取引に関する租税の詳細については、各自税務署又は税理士・弁護士等の専門家にお問い合わせください。なお、暗号資産に関する取引により生じた利益は、原則として雑所得に区分される旨の国税庁の見解が示されておりますが、将来において変更される可能性があります。詳しくは、国税庁のウェブサイトをご確認ください。

4. 契約終了事由

お客様が以下のいずれかに該当した場合は、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約を終了させることができます。

- (1) 当社が別途定めるご利用規約のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
- (3) 当社、他のユーザーその他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的若しくは方法で当社サービスを利用した、又は利用しようとした場合
- (4) 手段を問わず、当社サービスの運営を妨害した場合
- (5) 金融活動作業部会（Financial Action Task Force）その他の機関が、資金洗浄・テロ資金供与のリスクに関して高リスク又は非協力的な国・地域であると特定した国・地域に居住している場合
- (6) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
- (7) 自ら振り出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
- (8) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
- (9) 租税公課の滞納処分を受けた場合
- (10) 死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
- (11) 最終利用日から 3 ヶ月以上当社サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない場合
- (12) 当社から電子メール又は電話で連絡を取ることができなくなった場合

(13) ご利用規約第3条第4項各号に該当する場合

(14) ユーザーが当社若しくは当社従業員に対して、社会通念上不適切な言動を行った場合

(15) その他、当社がユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合

5. お客様からの苦情問い合わせ窓口

・お客様からの苦情又は相談に応ずる営業所の所在地及び連絡先

所在地： 東京都千代田区神田錦町3丁目17番地 廣瀬ビルディング4階

担当部署： カスタマーサポート部

メールでのお問合せ窓口：<https://support-jp.liquid.com/hc/ja/requests/new>

※サポート営業時間： 10:00～17:00（土日・祝日・年末年始を除く）

6. 紛争解決措置

暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する苦情及び紛争解決措置として、第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する苦情相談）を利用することができます。

詳細については、下記の URL をご参照ください。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

苦情相談・お問い合わせ

<https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/>

電話番号： 0120-64-5005

7. 禁止行為について

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした暗号資産関連店頭デリバティブ取引、又は顧客のための暗号資産関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

(1) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為

(2) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結

の勧誘をする行為

- (3) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある個人である顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の暗号資産関連店頭デリバティブ取引のあった者及び勧誘の日に未決済の暗号資産関連店頭デリバティブ取引の残高を有する者に限ります。）に対して暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結の勧誘をする行為は除かれます。）
- (4) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結の勧誘を受けた顧客が当該契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、顧客に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補填し、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (7) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、自己又は第三者が顧客に生じた損失の全部若しくは一部を補填し、又は顧客に生じた利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引について、顧客に生じた損失の全部若しくは一部を補填し、又は顧客に生じた利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (9) 契約締結前交付書面、契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客に対して、これらの書面の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約を締結する行為
- (10) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生じさせる表示をする行為
- (11) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）

- (12) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
- (13) 金融商品取引契約に基づく金融商品取引行為を行うことその他の当該金融商品取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
- (14) 金融商品取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は委託証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
- (15) 金融商品取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (16) 金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為
- (17) 金融商品取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含みます。）を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為
- (18) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- (19) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の暗号資産関連店頭デリバティブ取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として暗号資産関連店頭デリバティブ取引をする行為
- (20) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、銘柄、数及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を書面によらないで締結する行為（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結するものを除きます。）
- (21) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、顧客に対し、当該顧客が行う当該店頭デリバティブ取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること
- (22) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結若しくはその勧誘をするに際し、又はその行う金融商品取引業等に関して広告等をするに際し、顧客に対し、裏付けとなる合理的な根拠を示さないで、金融商品取引業等に関する内閣府令第78条第5号から第7号まで又は第13号イからホまでに掲げる事項に関する表示をする行為

- (23) 顧客に対し、金融商品取引業等に関する内閣府令第76条第3号イ及びロに掲げる事項を明瞭かつ正確に表示しないで（書面の交付その他これに準ずる方法を用いる場合にあっては、当該事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示しないことを含みます。）、暗号資産関連店頭デリバティブ取引に関する契約の締結の勧誘をする行為
- (24) 顧客が金融商品取引法第185条の22第1項、第185条の23第1項又は第185条の24第1項若しくは第2項の規定に違反するデリバティブ取引（これらの規定に違反する行為に関連して行われるものを含みます。）を行うおそれがあることを知りながら、これらの取引又はその受託等をする行為
- (25) 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させる目的をもって、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引又はその申込み若しくは委託等をする行為
- (26) 暗号資産等の相場若しくは相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、当該暗号資産等に係るデリバティブ取引（有価証券等清算取次ぎを除きます。）の受託等をする行為
- (27) 自己又は第三者の利益を図ることを目的として、その行う金融商品取引業等の対象とし、若しくは対象としようとする有価証券の売買その他の取引等に係る暗号資産等又は当該金融商品取引業者等に関する重要な情報であって顧客の暗号資産等に係る有価証券の売買その他の取引等に係る判断に影響を及ぼすと認められるもの（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の全ての顧客が容易に知り得る状態に置かれている場合を除きます。）を、第三者に対して伝達し、又は利用する行為（当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業等の適正かつ確実な遂行に必要なものを除きます。）
- (28) 暗号資産関連店頭デリバティブ取引につき、顧客が預託する証拠金等の実預託額が約定時必要預託額に不足する場合に、当該取引の成立後直ちに当該顧客にその不足額を預託させることなく、当該取引を継続する行為
- (29) 営業日ごとの一定の時刻における暗号資産店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に、速やかに当該顧客にその不足額を預託させることなく、当該暗号資産関連デリバティブ取引を継続する行為

8. 当社が取り扱う暗号資産の性質

- (1) 当社が取り扱う暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではありません。
- (2) 当社が取り扱う暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあります。
- (3) 当社が取り扱う暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り、代価の弁済のために使用することができます。

(4) 当社が取り扱う暗号資産の概要及び特性は、別紙のとおりです。また、当社が取り扱う暗号資産は、特定の者によりその価値を保証されているものではありません。

9. 大規模なブロックチェーンの分岐現象への対応

当社は、フォーク（ハード、ソフト、ベルベットなどのフォークの種類を問いません。）がなされることにより新規の暗号資産が生じる場合、当該暗号資産につき、ユーザーに対する付与、分別管理その他のサポートを行う義務を負うものではありません。なお、当該暗号資産にかかる流通上の安全性等につき確認を行った後、当社の判断により、当該暗号資産をユーザーに付与する場合があります。フォークが発生する場合には、その都度ユーザーの資産保護、利便性確保の観点及び当社におけるシステム開発の状況等を鑑みて、当社ウェブサイト等で業務の一時停止措置の有無や当該暗号資産の取扱等の対応方針について情報を開示します。

以 上

2021年4月27日制定

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要①(ビットコイン)

2020年3月30日時点

【基礎情報】	日本語の名称	ビットコイン
	現地語の名称	Bitcoin
	呼称（日本語の名称と同じ場合は-表記）	-
	ティッカーコード(シンボル)	BTC、XBT
	発行開始（年、月、日）	2009年1月3日
	時価総額（ドル基準、例：\$1,000,000）	\$254,485,541,126
	時価総額（円基準、例：¥100,000,000）	¥26,466,496,277,104
	主な利用目的	送金、決済、投資
	利用制限の有無	-
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	-
	利用制限を行う者の属性	-
	利用制限の内容	-
	一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	法的性格（資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例：第1号）	第1号
	2号の場合：相互に交換可能な1号暗号資産の名称	-
	発行暗号資産に対する資産（支払準備資産）の有無および名称	-
発行者に対する保有者の支払請求権（買取請求権）	-	
支払請求（買取請求）による受渡資産	-	

	発行者が保有者に付与するその他の権利	-
	発行者に対して保有者が負う義務	-
	価値の決定	保有者間の自由売買による
	交換（売買）の制限	-
	価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
	保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
	保有・移転記録の秘匿性	ハッシュ関数（SHA-256、RIPEMD-160）、楕円曲線公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
	利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する
	価値移転記録の信頼性確保の仕組み	Proof of work コンセンサス・アルゴリズム（分散台帳内の不正取引を排除するために、記録者全員が合意する必要があるが、その合意形成方式）の1つであり、一定の計算量を実現したことが確認できた記録者を管理者と認めることで分散台帳内の新規取引を記録者全員が承認する方法
	誕生時に技術的なベースとなったコインの有無とその名称（アルトコインのみ）	-
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 BTC = 1,000 m BTC m : ミリ 1 m BTC = 1,000 μ BTC μ : ミクロン 1 μ BTC = 1 bits bits : ビッツ 1 bits = 100 satoshi
	保有・移転記録の最低単位	1 satoshi (= 0.00000001 BTC)
	交換可能な通貨又は暗号資産	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動】	価値が連動する資産等の有無	-
	価値連動する資産等の名称	-

	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-
【付加価値】	その他の付加価値（サービス）の有無	-
	付加価値（サービス）の内容	-
	過去3年間の付加価値（サービス）の提供状況	-
【発行状況】	発行者	-
	発行主体の名称	プログラムによる自動発行
	発行主体の所在地	-
	発行主体の属性等	-
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
	発行方法	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産
	発行可能数	20,999,999.9769 BTC
	発行可能数の変更可否	可
	変更方法	発行プログラムの変更
	変更の制約条件	分散型保有・移転管理台帳の記録者の95%以上の同意及び記録者によるプログラム修正の実施
	発行済み数量	18,528,231 BTC

今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1ブロックを更新するごとに 6.25BTC を新規発行している ・ 210,000 ブロックの更新を終えるごとに 1 ブロック更新による新規発行数が半減する仕組みとなっている ・ 2020年10月28日18:00時点でのブロック数=654,536個 (データ取得元) https://btc.com/ <p>およそ10分に1ブロックを更新しており、日本時間2020年5月12日に半減期を迎え1ブロック更新当たり新規発行数が12.5BTCから6.25BTCとなっている。</p>	
過去3年間の発行状況	<p>保有・移転管理台帳の管理者に対し、以下の数量を発行</p> <p>2017年1月1日～2017年12月31日 694,625 BTC</p> <p>2018年1月1日～2018年12月31日 676,250 BTC</p> <p>2019年1月1日～2019年12月31日 677,513 BTC</p> <p>(データ取得元) https://www.blockchain.com/ja/charts/total-bitcoins?timespan=all</p>	
過去3年間の発行理由	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行	
過去3年間の償却状況	—	
過去3年間の償却理由	—	
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	—	
監査を実施する者の氏名又は名称	—	
直近時点で行われた監査年月日	—	
直近時点における監査結果	—	
☐	ブロックチェーン技術の利用	あり

	の有無	
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳形式 ・価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンソース・ネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）を用い、難易度の高い作業証明の蓄積されたチェーンが選択されることが Bitcoin のコンセンサスアルゴリズムによって規定されており、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保している。
【価値移転の記録者】	記録者の数	不定だが主な Pool とそのシェアに関しては以下を参照 https://www.blockchain.com/charts/pools
	記録者の分布状況	主に中国
	記録者の主な属性	誰でも自由に記録者になることができる
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う
	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	－
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月	－

	日	
	その監査結果	－
	(統括者に関する情報)	
	記録者の統括者の有無	－
	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
	統括者の属性	－
	統括者の概要	－
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄することができる脆弱性があり、51%攻撃とも呼ばれる
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	－
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	BTC 価格の下落（対法定通貨）等に起因したマイナー撤退により、ハッシュパワーが低下し、セキュリティ低下を招く可能性がある
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	マイニングに参加するマイナーが少ないもしくは全くなくなった場合、移転の記録が遅延もしくは進行しない恐れがある
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	現時点ではプログラムが適正に機能し、所有データの改竄、同一の Bitcoin の異なる者との取引、複数の所有者が同一の Bitcoin を同時に保有する状況などの不適切な状態に陥ることを排除しているが、未検出のプログラムの脆弱性やプログラム更新などにより新たに生じた脆弱性を利用し、データが改竄され、価値移転の記録が異常な状態に陥る可能性がある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	2018年9月に無限増殖バグ等が発見され、Bitcoin が無限に発行できる危険性があったが、既に解消されている https://coinpost.jp/?p=47597

	非互換性のアップデート(ハードフォーク) の状況	Bitcoin のハードフォークは以下の通り 2017年8月1日 ビットコインキャッシュ (BCH) 2017年10月24日 ビットコインゴールド(BTG) 2017年11月24日 ビットコインダイヤモンド (BCD) 2017年12月12日 スーパービットコイン (SBTC) 2017年12月18日 ライトニングビットコイン (LBTC) 2017年12月27日 ビットコインゴッド (GOD) (取得元) https://coinpedia.cc/bitcoin-hard-fork
	今後の非互換性アップデート予定	
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	
【流通状況】	価格データの出所	
	1取引単位当たり計算単価 (ドル基準、例: \$ 1,000,000)	\$13,735.02
	1取引単位当たり計算単価 (円基準、例: ¥100,000,000)	¥1,428,442.08
	ドル/円計算レート 2020年1月23日基準	1ドル/約104円 (2020年10月28日基準)
	四半期取引数量 (協会加盟会員合計、現物、単位は百万円)	1,869,929
備考		-

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要②（イーサリアム）

2020年10月26日時点

【基礎情報】	日本語の名称	イーサリアム
	現地語の名称	Ethereum
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	ETH
	発行開始（年、月、日）	2015年7月30日
	時価総額（ドル基準、例：\$1,000,000）	\$46,309,598,400
	時価総額（円基準、例：¥100,000,000）	¥4,856,487,584,208
	主な利用目的	送金、決済、スマートコントラクト
	利用制限の有無	なし
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	なし
	利用制限を行う者の属性	なし
	利用制限の内容	なし
一般的な性格	分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償として発行される暗号資産。 分散型アプリケーションが動作する実行環境の役割を果たす特徴を持つ。	

法的性格(資金決済法第2条第5項第1号、第2号の別例:第1号)	第1号
2号の場合:相互に交換可能な1号暗号資産の名称	—
発行暗号資産に対する資産(支払準備資産)の有無および名称	なし
発行者に対する保有者の支払請求権(買取請求権)	なし
支払請求(買取請求)による受渡資産	—
発行者が保有者に付与するその他の権利	なし
発行者に対して保有者が負う義務	なし
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換(売買)の制限	なし
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	公開鍵暗号の暗号化処理を施しデータを記録
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する。

	価値連動する資産との交換比率	－
	価値連動する資産との交換条件	－
【付加価値】	その他の付加価値(サービス)の有無	あり
	付加価値(サービス)の内容	Ethereum ネットワーク上でのスマートコントラクトの記録と実行
	過去3年間の付加価値(サービス)の提供状況	安定してサービスが続いている
【発行状況】	発行者	あり
	発行主体の名称	Ethereum Foundation
	発行主体の所在地	スイス連邦ツーク州
	発行主体の属性等	次世代の分散型アプリケーションの開発
	発行主体概要	不特定の保有・移転管理台帳記録者による発行プログラムの集団・共有管理
	発行暗号資産の信用力に関する説明	多数の記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組み。 ブロックチェーンによる保有・移転管理台帳による記録管理と重層化した暗号化技術による記録の保全能力 保有・移転管理台帳の公開 暗号化技術による保有者個人情報の秘匿性
	発行方法	初期発行と、分散型の価値保有・価値移転の台帳データ維持のための、暗号計算および価値記録を行う記録者への対価・代償としてプログラムにより自動発行
	発行可能数	未定
	発行可能数の変更可否	不可

変更方法	－
変更の制約条件	－
発行済み数量	113,160,000 ETH
今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行は平均 13.3 秒につき 1 ブロックを生成、1 ブロックあたりの報酬 2ETH+トランザクション手数料 ・ Ethereum 2.0 に移行完了後は、PoW によるマイニングは廃止（ただし、並行して新旧 2 つのチェーンが当面稼働の予定） ・ 代わって、PoS によるステーキング報酬へと移行し、およそ年率 0.5%程度のインフレ率で発行される
過去 3 年間の発行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 15 秒に一回のマイニング報酬として ETH が支払われる ・ 2015 年 7 月の稼働時は 5ETH であったが、2017 年 10 月のハードフォークで 3ETH に減少し、2019 年 1 月のハードフォークで 2ETH へと減少した ・ 2020 年 1 月時点では発行済量が 105,867,881 あり、2020 年 10 月 26 日時点では 113,160,038 へ増えた
過去 3 年間の発行理由	2014 年 7 月～8 月 クラウドセールによる発行 2015 年 7 月 30 日以降 プログラムによる自動発行
過去 3 年間の償却状況	なし
過去 3 年間の償却理由	－
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	なし
監査を実施する者の氏名又は名称	－
直近時点で行われた監査年月日	－
直近時点における監	－

	査結果	
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	－
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	－
	価値移転認証の仕組み	台帳形式。価値移転認証を求める暗号データを記録者が解読し、利用者および移転内容の真正性を確認して価値移転記録台帳の記録を確定する。
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	オープンネットワークの脆弱性に対し、暗号により連鎖する台帳群（ブロックチェーン）および記録者による多数決をもって移転記録が認証される仕組みを用い、多数の記録者のネットワークへの参加を得ることによって、データ改竄の動機を排除し、信頼性を確保する。
【価値移転の記録者】	記録者の数	79 団体 https://investoon.com/mining_pools/eth
	記録者の分布状況	不特定
	記録者の主な属性	不特定、誰でも自由に記録者になることができる。
	記録の修正方法	記録者が合意し、各記録者が保管する台帳の修正を自ら行う。

	記録者の信用力に関する説明	記録者による多数の合意がなければ不正が成立せず、記録者が十分に多数であることによって、個々の記録者の信用力に頼らず、記録保持の仕組みそのものを信用の基礎としている。
	価値移転の管理状況に対する監査の有無	なし
	監査を実施する者の氏名又は名称	－
	直近時点で行われた監査年月日	－
	その監査結果	－
	(統括者に関する情報)	
	記録者の統括者の有無	なし
	統括者の名称	－
	統括者の所在地	－
	統括者の属性	－
	統括者の概要	－
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	多数の記録者が結託し、あるいは既存の記録者が有する処理能力合計よりも強力な能力を用いることによって、記録台帳を改竄すること発行プログラムを改変することができる。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	なし

	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	－
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	－
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	ブロックチェーン上にデプロイされたコントラクトコードに脆弱性があった場合に不正に資産が盗み取られるリスクがある。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	Ethereum 上のアプリケーション「 The DAO 」のプログラム（スマートコントラクト）のバグ（脆弱性）を攻撃されて、集まったファンド資金 3分の1 以上を盗み取られた事例がある。
	非互換性のアップデート（ハードフォーク）の状況	2016年7月 The DAO の攻撃によって盗まれた DAO を取り戻す Ethereum Classic ハードフォーク（注1）
	今後の非互換性アップデート予定	－
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	－
【流通状況】	価格データの出所	出所：CryptoCurrency Market Capitalizations URL: https://coinmarketcap.com/currencies/ethereum/
	1取引単位当たり計算単価（ドル基準、例：\$ 1,000.000）	\$409.24
	1取引単位当たり計算単価（円基準、例：¥100,000.000）	¥42,917
	ドル/円計算レート 2020年1月17日基	104.87円/ドル

	準	
	四半期取引数量(協会加盟会員合計、現物、単位は百万円)	50,398 百万円
備考		注 1 旧来のイーサリアムをハードフォークすることにより、2016年6月の自律分散型投資ファンド「The DAO」への攻撃によって盗難された DAO を救出した。この HF を支持しなかったマイナーによって存続することとなった旧仕様のイーサリアムは Ethereum Classic に改称され、HF 側がイーサリアムの名称を引き継いだ。スマートコントラクトの実行プラットフォームとして開発された現在の ETC の性格を引き継いでいる。

別紙 当社が取り扱う暗号資産の概要③（リップル）

2020年11月4日時点

【基礎情報】	日本語の名称	エックスアールピー（リップル）
	現地語の名称	XRP（Ripple）
	呼称（日本語の名称と同じ場合は一表記）	－
	ティッカーコード（シンボル）	XRP
	発行開始	2012年9月（Ripple Consensus Ledgerの開始日）
	時価総額（ドル基準）	\$10,518,586,978
	時価総額（円基準）	¥1,101,084,875,752
	主な利用目的	送付（送金）、決済、投資
	利用制限の有無	－
	海外流通の有無	あり
	国内流通の有無	あり
	店舗等の利用制限の有無	－
	利用制限を行う者の属性	－
	利用制限の内容	－

一般的な性格	<ul style="list-style-type: none"> ・ XRP は金融機関の送金において法定通貨間のブリッジ通貨としてオンデマンドの流動性を提供する役割を有している。これによって金融機関は従来よりも格段に流動性コストを下げつつも送金先のリーチをグローバルに広げることができる。 ・ XRP は Ripple Consensus Ledger 上での取引における取引料としての性格も有している。ネットワークへの攻撃が起こった時には手数料が自動的に釣り上げられるため、攻撃が未然に防げる仕組みとなっている。XRP は 3~5 秒ごとにファイナリティをもって決済を行うことができ、1 秒につき 1,500 の取引を決済できるスケーラビリティを有する構造となっている。
法的性格(資金決済法第 2 条第 5 項第 1 号、第 2 号の別)	第 1 号
2 号の場合:相互に交換可能な 1 号暗号資産の名称	-
発行暗号資産に対する資産(支払準備資産)の有無および名称	-
発行者に対する保有者の支払請求権(買取請求権)	-
支払請求(買取請求)による受渡資産	-
発行者が保有者に付与するその	-

他の権利	
発行者に対して 保有者が負う義務	-
価値の決定	保有者間の自由売買による
交換（売買）の制限	-
価値移転、保有情報を記録する電子情報処理組織の形態	パブリック型ブロックチェーン
保有・移転記録台帳の公開、非公開の別	公開
保有・移転記録の秘匿性	<ul style="list-style-type: none"> ・取引は ED25519 と SECP256K1 によって暗号署名が行われ、ハッシュには SHA512 half が使われる ・ Multi-sign 機能によって高度のセキュリティを可能としている
利用者の真正性の確認	秘密鍵と公開鍵を用いた暗号化技術により、利用者本人が発信した移転データと特定し、記帳する
価値移転記録の信頼性確保の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ Ripple Consensus Ledger (RCL) はビザンチン将軍問題を解決する独自のコンセンサスアルゴリズムを採用し、Proof-of-Work よりもより速くかつ効率的に取引を承認することができる ・信頼される認証済み法人バリデーター（検証者）が取引についての投票を行い、80%以上の合意が得られた取引については承認を行う。RCL では決済が 3～5 秒ごとに実行され、1 秒につき 1,500 の取引まで対応できるスケーラビリティを有する
誕生時に技術的なベースとなったコインの有無	-

	とその名称 (アルトコインのみ)	
【取引単位・交換制限】	取引単位の呼称	1 XRP = 1,000,000 drop
	保有・移転記録の最低単位	1 drop (= 0.000001 XRP)
	交換可能な通貨 又は仮想通貨	全て可
	交換制限	-
	制限内容	-
	交換市場の有無	あり
【連動する資産の有無等】	価値が連動する資産等の有無	-
	価値連動する資産等の名称	-
	価値連動する資産等の内容	-
	価値連動する資産との交換の可否	-
	価値連動する資産との交換比率	-
	価値連動する資産との交換条件	-
【付加価値】	その他の付加価値(サービス)の有無	-

	付加価値(サービス)の内容	金融機関の国際送金において流動性確保するためのブリッジ通貨として使われる。Ripple Labs Inc.と R3 LLC が共同で行い、12 の金融機関が参加した実証試験では XRP を使用することで送金コストが 60%低減できることが実証された。
	過去 3 年間の付加価値(サービス)の提供状況	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の通り、2016 年に金融機関による実証試験が行われた ・マネーグラム社が XRP を利用し米国とメキシコ間で ODL を利用した国際送金を初めて行っている ・FlashFX はフィリピンへの支払いで正式に ODL を導入した (AUD/PHP)
【発行状況】	発行者	あり
	発行主体の名称	Ripple Labs Inc.
	発行主体の所在地	San Francisco, California, U.S.
	発行主体の属性等	ソフトウェア開発
	発行主体概要	Ripple Labs Inc. (https://ripple.com/)
	発行暗号資産の信用力に関する説明	<p>XRP はオープンなネットワーク上で固有のコンセンサスアルゴリズムによって取引が承認され、暗号化技術による堅牢なセキュリティ構造を有する。取引が承認されるためには 80%以上の認証済み法人バリデーターが合意をする必要があり、承認された取引はグローバルに共有されたパブリックな台帳に記録され、改ざん不可能となる。</p> <p>XRP は国際送金の法人向けユースケースをサポートする機能を有したデジタルアセットであり、銀行によって直接保管され使用される実証試験が行われた唯一の独立型暗号資産である。</p> <p>XRP はネットワーク開始以降 2900 万回台帳が更新されており、2016 年には一度もダウンタイムは発生しておらず、強固なネットワークにより支えられている。</p>
	発行方法	2012 年のネットワーク発足時に全て発行済み

発行可能数	100,000,000,000 XRP
発行可能数の変更可否	不可（全量発行済みのため追加発行無し）
変更方法	Ripple Consensus Ledger の P2P サーバー向けソフトウェアである rippled のプログラム変更（現時点では発行するプログラム自体が存在しないので、新規に作成する必要がある）
変更の制約条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 80%以上のバリデーターが合意しなければならない ・ 合意後に、プログラムの修正を実施する必要がある
発行済み数量	100,000,000,000 XRP
今後の発行予定または発行条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2012年に全て発行されており、今後の発行予定は無い ・ 発行済の XRP の約 62%（2017年9月時点）を Ripple Labs Inc.が保有し、市場に分配している。約 37%はすでに市場に流通している
過去3年間の発行状況	－（2012年に全て発行済）
過去3年間の発行理由	－
過去3年間の償却状況	2018年5月28日の 99,992,075,649 から 2020年11月4日までに 1,216,776 が消滅され、99,990,858,873 となった。
過去3年間の償却理由	ネットワークを攻撃者から守るためのメカニズムとして手数料を課し、その手数料分の XRP を消滅させる
発行者の行う発行業務に対する監査の有無	－
監査を実施する者の氏名又は名称	－
直近時点で行われた監査年月日	－
直近時点における	－

	る監査結果	
【価値移転記録台帳に係る技術】	ブロックチェーン技術の利用の有無	あり
	ブロックチェーンの形式	パブリック型台帳（「ブロック」の代わりにその時点での全ての情報を含む「台帳」（スナップショット）が公開される）
	ブロックチェーン技術を利用しない場合には、その名称	—
	利用するブロックチェーン技術以外の技術の内容	—
	価値移転認証の仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・独自のコンセンサスアルゴリズムに基づく ・3～5秒ごとにバリデーターが台帳における新たな取引について投票を行い、80%以上の合意を得た取引が承認されたとみなされ、パブリックな台帳に記録される
	価値記録公開/非公開の別	公開
	保有者個人データの秘匿性の有無	あり
	秘匿化の方法	公開鍵と秘密鍵による暗号化
	価値移転ネットワークの信頼性に関する説明	<ul style="list-style-type: none"> ・健全なネットワークを保全する動機を有する認証済法人バリデーターによって取引が承認される仕組みを有している ・ネットワークの攻撃に対して自動的に取引手数料が釣り上がる仕組みを有しており、攻撃を未然に防ぐことができる
記録者	【価値移転の記録者】	<p>記録者の数</p> <p>89のバリデーター（検証者）ノード（2020年11月時点） 注：他のパブリックブロックチェーンにも言えるように、ノードは情報の共有を拒否することも可能であるため、上記の数字は Ripple Labs Inc.が把握している部分の数字のみを示し</p>

		ている
記録者の分布状況		世界中に分散
記録者の主な属性		誰でも自由に記録者になることができるが、信頼されているバリデーターの投票だけが投票プロセスにおいて考慮される
記録の修正方法		<ul style="list-style-type: none"> ・取引が一旦記録されると、取引は変更することができない ・承認された送金はキャンセルすることができないので、その送金を無効とするためには反対の取引を別途行う必要がある
記録者の信用力に関する説明		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックな台帳ネットワークを保持する動機がある、確認・証明済みの法人がバリデーター（検証者）になっている。 ・そのうち、トップのバリデーター運用のパフォーマンスを示した複数のバリデーターのみが Unique Node List (UNL) という推奨リストに追加され、ネットワークのノードによって参照されるため個々の記録者の信用は必要としない仕組みになっている。
価値移転の管理状況に対する監査の有無		－
監査を実施する者の氏名又は名称		－
直近時点で行われた監査年月日		－
その監査結果		－
(統括者に関する情報)		
記録者の統括者の有無		－

	統括者の名称	-
	統括者の所在地	-
	統括者の属性	-
	統括者の概要	-
【暗号資産に内在するリスク】	価値移転ネットワークの脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・信頼するバリデーターが意に反して結託した場合、台帳とデータは改ざんされる可能性がある。 ・また、暗号資産の移転等を支えるコミュニティの崩壊等により、暗号資産の移転が不可能となる可能性及びその他の理由等に起因し、最悪の場合は、暗号資産の価値がゼロとなる可能性がある。
	保有情報暗号化技術の脆弱性に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・第三者に秘密鍵を知られた場合には、利用者になりすまして送付指示を行うことができる。 ・Ripple Consensus Ledgerは「Multisign」という機能を有しており、取引を承認する際に複数の秘密鍵を使用することによって、1つの秘密鍵が盗まれても損失を被らないような堅牢なセキュリティ構造を提供している。
	発行者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	価値移転記録者の破たんによる価値喪失の可能性に関する特記事項	-
	移転の記録が遅延する可能性に関する特記事項	<p>信頼されるバリデーターの大多数のネットワーク接続が失われた場合、接続が復活するまで価値移転の記録が遅延する可能性がある</p> <p>また、信頼されるバリデーターが互換性のないソフトウェアのバージョンを使用した場合、大多数のバリデーターが互換性のあるソフトウェアに移行するまで、または、非互換のソフ</p>

		トウェアを使うバリデーターを投票プロセスから除外するという設定をするまでは価値移転の記録が遅延する可能性がある
	プログラムの不具合によるリスク等に関する特記事項	<ul style="list-style-type: none"> • どのようなソフトウェアにも言えることだが、ソフトウェアの不具合が問題を引き起こす可能性は否定できないが、Ripple Labs Inc.では新しいバージョンがアップデートされる前に入念な QA を行っており不具合の可能性を最小化している。 • Ripple Consensus Ledger はこれまで 2,900 万回、一度もフォークなどの大きな問題は経験することなく台帳を更新している。
	過去に発生したプログラムの不具合の発生状況に関する特記事項	-
	非互換性のアップデート(ハードフォーク)の状況	-
	今後の非互換性アップデート予定	-
	正常な稼働に影響を与えたサイバー攻撃の履歴	-
【流通状況】	価格データの出所	出所：CoinMarketCap URL：https://coinmarketcap.com/coins/
	1 取引単位当たり計算単価(ドル)	\$0.23

	基準、例： \$ 1,000,000)	
	1取引単位当たり 計算単価(円基 準、例： ¥100,000,000)	¥24.57
	ドル/円計算レ ート 2020年1月 17日基準	1ドル/約 105円
	四半期取引数量 (協会加盟会員 合計、現物、単位 は百万円)	143,784
備考		-